

収録日

講義録レポート

講義録コード 07-16-1-101-01

21 日

| 講座 | 行政書士 | 科目① | 基本講義 | | |
|--------------------------|------------------------|-----|---------|--|--|
| 目標年 | 2016年合格目標 | 科目② | 憲法・基礎法学 | | |
| コース | ー ス プレ・スタ・ベーシック | 回数 | 1 0 | | |
| | | | 1 0 | | |
| 用途 個別DVD · 集合DVD · 集合DVD | | | | | |
| MEB通信 DVD通信 資料通信 DL通信 | | | | | |

10 月

2015 年

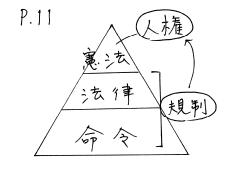
| | | | 枚数 | | 2 | 权 | 含まず |
|-------------|--|-------------------------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------|------------------|
| 講師名 | 神田先生 | | 補助レジュメ 枚数 | | | 枚 | |
| | | | その他 () | | 0 | 枚 | |
| 授業構成 | | | ①64分 ②66分 | • | | | |
| 実施テスト | 有 • 無 | | | | | | |
| 対応テスト | <ミニテスト> | | (憲法・碁 | 基礎法 学 |)第 | 1 回 | |
| 7,1/0,7,7,1 | <答練・演習> | | (| |)第 | 0 | |
| | ●テキスト [基本 テ | ·キスト P2~25 | 過去問集 N | 0.1~10 | |] | |
| 使用教材 | ●補助レジュメ (| |) | 枚 | | | |
| | ●その他 [|] | | | | | |
| | ●教材(|) | | | |) | |
| 配布教材 | ●補助レジュメ | | | 枚 | | | 講義録添付 (有・無) |
| | ●その他 [ミニテ. | スト 憲法・基礎法 | 法学 第1回 (問題 | 夏•解答解説• | 解答用紙) 〕 | | 講義録添付 |
| | * D V D ご視聴の方へ*正確な講義 (例) ①51 記載の場合、前半講義 | 寺間につきましては 51分 (答練・演習 | 、DVDケースの 習の場合は、解説 | の背表紙下に記 ももしくは事前記 | .載されています 講義 51分を表 | -ので適宜 します) | 『ご確認下さい。 |
| 備考 | | | | | | | |
| NHI 20 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

黒 板 内 容

復習

- 1. 復習問題
- 2. 週去問題
- 3. テキスト再読
- 4. ミーテスト
- 予習

テキスト読み



「~の自由」

規制 法律 (公格力) かける必要がない行き過ぎた内容

やむも得ない

合憲有効

配 ★ テ ス ト 類 : [
 方 ★ その他の配布物 1 : [
 物 ★ その他の配布物 2 : [
 清 神田 師 先生

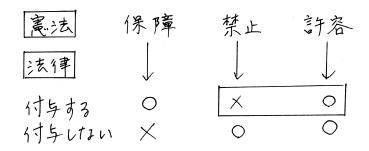
黒 板 内 容

P. 14

グループかけ問題 (チョヒーコにグルーピング)

- ①対立軸をつくる

P.19



TAC行政書士講座(16目標)

TAC行政書士講座 ミニテスト 憲法・基礎法学① 問 題

(解答時間:10分)

問題1 憲法総論に関する次のアーオの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

- ア 固有の意味の憲法とは、統治の基本法のことをいい、国家が存在する以上、いつ の時代でもどこの国にも、この固有の意味の憲法は存在する。
- イ 内容に着目した憲法概念を実質的意味の憲法といい、その中でも、権力を制限して、自由を中心とする国民の権利を保障しようとする立憲主義の内容を取り入れた 憲法を近代的意味の憲法と呼ぶ。
- ウ 天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員ならびに国民 には、憲法を尊重し擁護する義務が明文上課されている。
- エ 憲法 98 条1項では、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する条約、法律、政令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定されている。
- オ 20 世紀に入り、弱者保護の考え方が各国の憲法にも織り込まれるようになり、消 極国家から積極国家への国家観の変容が見られるようになった。
 - 1 ア・イ
 - 2 ア・ウ
 - 3 イ・オ
 - 4 ウ・エ
 - 5 エ・オ

日本国民は、正当に選挙された国会における ア を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて イ のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な ウ によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の ア がこれを行使し、その エ は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

| | ア | 1 | · | ŗ | ウ | コ | _ |
|---|------|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 代表者 | 自 | 由 | 信 | 任 | 福 | 利 |
| 2 | 代表者 | 平 | 等 | 信 | 託 | 利 | 益 |
| 3 | 国会議員 | 平 | 等 | 信 | 託 | 福 | 利 |
| 4 | 国会議員 | 自 | 由 | 信 | 任 | 利 | 益 |
| 5 | 代表者 | 自 | 由 | 信 | 託 | 福 | 利 |

- 問題3 外国人の人権に関する次のア〜オの記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、誤っているものの組合せはどれか。
 - ア 外国人には、わが国に入国する自由は憲法上保障されていない。
 - イ 憲法上、公権力行使等地方公務員に就任する者は、日本国籍を有する者であることが想定されている。
 - ウ 我が国に在留する外国人の中で永住している外国人は憲法上選挙権が保障されているが、一時滞在の外国人には保障されていない。
 - エ 普通地方公共団体が在留外国人を職員に採用した場合において、合理的な理由に 基づくものである限り、当該在留外国人である職員と日本国民である職員とで異な る取扱いをすることも許される。
 - オ 外国人がいったんわが国への入国を許された場合には、その後の在留の権利ない し引き続き在留することを要求する権利は保障される。
 - 1 ア・イ
 - 2 ア・エ
 - 3 イ・オ
 - 4 ウ・エ
 - 5 ウ・オ

問題4 次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 喫煙の自由は、憲法 13 条の保障する基本的人権の1つであり、在監者に対して、 喫煙を禁止することは許されない。
- 2 税理士会が、政治団体に寄付をする行為は、原則として税理士会の目的の範囲外の行為であるが、それが税理士に係る法令の制定改廃を実現する目的によるものであれば、例外的に目的の範囲内の行為として認められる。
- 3 受刑者と異なり、未決勾留によって拘禁されている者について、新聞等の閲読の 自由を制限することは、憲法に違反する。
- 4 会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をする自由を有する。
- 5 外国人には選挙権は保障されていないので、法律をもって永住者等に対して地方 選挙権を付与することは許されない。

問題5 次の文章の空欄 A 、 B に入る適切な語句を解答欄に記入しなさい。

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は A の存しない限り、……その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で B を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるべきことと解される。

TAC行政書士講座(16目標)

T A C行政書士講座 ミニテスト

憲法 基礎法学① 解答 解説

問題1 正解 4 重要度C

- **ア** O 固有の意味の憲法とは、統治の基本法をさす。この意味の憲法は、国家が存在する以上、いつの時代でもどこの国にも存在する。(テキP. 7)
- **イ** O 立憲主義の内容を取り入れた憲法のことを「近代的意味の憲法」もしくは「立憲的意味 の憲法」と呼んでいる。(テキ P. 7)
- ウ × 「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し 擁護する義務を負ふ」(99 条)と規定されており、憲法尊重擁護義務は、国民には明文上 課されていない。(テキP.11)
- ▼ 「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」(98 条1項)と規定されている。明文上では、「条約」は列挙されておらず、また、「政令」ではなく「命令」となっている。(テキP.10)
- **オ** O 現代では「消極国家」から「積極国家」への変容が見られるようになった。(テキP.8) 以上より、誤っているものはウ・エであり、肢4が正解となる。

問題2 正解 5 重要度B

前文1項は、以下の通りである。(テキP.12~13)

日本国民は、正当に選挙された国会における ア:代表者 を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて イ:自由 のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な ウ:信託 によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の ア:代表者 がこれを行使し、その エ:福利 は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

以上より、[T] には「代表者」、[T] には「自由」、[T] には「信託」、[T] には「福利」が入り、肢[T] が正解となる。

問題3 正解 5 重要度A

- ア O 判例 (マクリーン事件:最大判昭 53.10.4) は、外国人に入国の自由、在留の権利が保障されているかにつき、「外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもない。」として、入国の自由は憲法上保障されていないとしている。(テキ P.17)
- ◆ 1 判例(外国人職員昇任試験拒否訴訟:最大判平17.1.26)は、「原則として日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されているとみるべきであ(る)」としている。(テキ P.19)
- ウ × 判例(最判平7.2.28)は、「公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」として、永住者か一時滞在かに関係なく、外国人には、憲法上選挙権は保障されないとしている。(テキP.18)
- ■判例(外国人職員昇任試験拒否訴訟:最大判平 17.1.26)は、外国人職員が管理職選考試験の受験を拒否されたことにつき、「普通地方公共団体が職員に採用した在留外国人の処遇につき、合理的な理由に基づいて日本国民と異なる取扱いをすることまで許されないとするものではない。また、そのような取扱いは、合理的な理由に基づくものである限り、憲法 14条1項に違反するものでもない。」として、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別することは、憲法 14条1項に違反するものではないとしている。(テキP.19)
- オ × 肢アの判例にあるように、外国人には、たとえわが国への入国を許された後であっても、 在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利は保障されていない。(テキ P.17)

以上より、誤っているものはウ・オであり、肢5が正解となる。

問題4 正解 4 重要度B

- 1 × 判例(最大判昭 45.9.16)は、「喫煙の自由は、憲法 13条の保障する基本的人権の一に含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。したがって、……・喫煙禁止という程度の自由の制限は、必要かつ合理的なものであると解するのが相当であり、……未決勾留により拘禁された者に対し喫煙を禁止する規定が憲法 13条に違反するものといえない」としている。(テキ P. 24)
- 2 × 判例(南九州税理士会政治献金事件:最判平8.3.19)は、「税理士会が政党など規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、法49条2項で定められた税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない」として、税理士に係る法令の制定改廃を実現する目的によるものであっても、税理士会の目的の範囲外の行為となるとしている。(テキP.22)
- 3 × 判例(よど号ハイジャック新聞記事抹消事件:最大判昭 58.6.22)は、未決勾留によって拘禁されている者について、新聞等の閲読の自由に一定の制限が加えられることはやむを得ないとしている。(テキ P. 24)
- **4** 判例は、本肢のように述べて、株式会社は政治的行為をする自由を有するとしている(八幡製鉄事件:最大判昭45.6.24)。(テキP.21)
- 5 × 判例(最判平7.2.28)は、外国人には選挙権は保障されていないが、永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、法律をもって、地方選挙権を付与することは禁止されていないとしている(テキP.18)。

問題5 A - 特別の条約 B - 福祉的給付 **重要**度 B

設問の文章は、塩見訴訟(最判平元.3.2)の一節である。(テキ P.20)

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は **A:特別の条 約** の存しない限り、……その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で **B:福祉的給付** を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるべきことと解される。

TAC行政書士講座 ミニテスト憲法・基礎法学 解答用紙 【第 回】

≪ 月 日 (曜日) 実施≫
※ミニテストの回数・実施日を必ずご記入ください

| 会員番号 | | | | | | |
|------|--|---|----|---|----|----|
| クラス | | 校 | 月生 | Ē | クラ | ラス |

| フリガナ | 得 | |
|------|---|-----|
| 氏 | | |
| 名 | 点 | /10 |

【択一:配点 $2点\times4=8点$ 】

| 問題1 | 問題 2 | 問題3 | 問題4 |
|-----|------|-----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

【空欄補充:配点1点 \times 2=2点】

| 問題5 | A | |
|-----|---|--|
| 超 5 | В | |